

郵便入札の実施について

これまで新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点より実施しておりました郵便入札につきまして、入札・契約制度の透明性、公平性・競争性の向上、入札者の負担軽減及び事務の効率化を図るため、今後とも下記のとおり実施いたします。

1 入札書の提出方法

- (1) 入札書の提出については、次の宛先まで「一般書留」「簡易書留」もしくは「持参」にて提出するものとします。

宛先

〒306-0291

茨城県古河市下大野2248番地

古河市役所総務部契約検査課 宛

- (2) 指名通知書に記載されている提出期限までに到着するように郵送（一般書留・簡易書留）もしくは持参にてご提出ください。提出期限までに提出されない場合は棄権となります。
- (3) 入札書は、必ず1件ごとに封筒に入れて、提出してください。
- (4) 提出された入札書は、書換え、引換え又は取消しをすることはできません。
- (5) 封筒の記載方法については次のとおりとなります。

封筒記載例（横書き・縦書きは自由とします。）

入 札 書 在 中

〒306-0291

茨城県古河市下大野2248番地

古河市役所総務部契約検査課

件名：○○○○○○○○○○○○○○○○

入札者の住所：*****

商号又は名称：△△△△△△△△△△

※1案件ごとに、1つ作成してください。

※封筒と同封する入札書の件名等の記載に相違がないようにしてください。

2 入札書等の作成について

- (1) 入札書等に記載する日付については、提出していただく日付（郵便を投函いただく日）を記載ください。
- (2) 建設工事の入札については、工事費内訳書（古河市指定様式）も同封ください。
- (3) 内封筒は不要です。

3 無効となる要件

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 一般書留・簡易書留・持参以外で提出された入札
- (3) 入札書を2以上同封して提出された入札
- (4) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした談合その他の不正の行為によって行われたと認められる入札
- (5) 入札書に重要な文字の誤脱がある又は入札書が識別しがたい入札。金額を訂正した入札。
- (6) 封筒に記載されている件名等と入札書の件名等が異なる入札
- (7) 封筒に件名・商号等が記載されていない入札
- (8) 予定価格を事前に公表している場合の入札で、予定価格を超える金額でした入札
- (9) 入札者の住所・氏名又は押印がない入札（6の再入札の場合も含む）（押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (10) 工事費内訳書に押印のない入札（建設工事の入札に限る）（押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない入札。）
- (11) その他入札条件に違反した入札

4 開札

開札は、指名通知書に記載された日時に契約検査課にて行います。

開札の立会いについては、入札事務に関係ない職員が開札に立会います。

入札において、入札参加者が参観を希望する場合は、参観することができます。

5 くじ引き

最低価格が同額で2者以上いる場合は、くじ引きとなります。くじ引きについては、開札立会い者が引きます。

6 再入札について

第1回目の入札において、予定価格の範囲内での価格による入札者がいない場合に

は、再入札を行います。再入札となる場合には、開札日の**午後5時**までに電話にて連絡いたします。

再入札書は、**FAX** 又は持参にて提出期限までに契約検査課まで提出ください。提出期限は開札日翌日（古河市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）の**正午**までとなります。提出期限までに提出のない場合には、辞退といたします。

※**FAX** の場合には、後日、原本を郵送にて提出していただきます。

7 落札決定

落札者にのみ電話にて連絡します。

入札結果については、古河市ホームページにて公表します。

8 その他

- (1) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、古河市契約規則及び古河市建設工事執行規則を遵守すること。
- (2) 入札心得を熟読すること。
- (3) 入札を希望しない場合には、入札前に書面をもって提出すること。